

【第 1 問】

《問 1》 1

老齢基礎年金の年金額は、満額780,900円（2021年度価額）に、20歳から60歳までの40年（480ヵ月）間のうちの保険料納付済月数を乗じて求める。設例より、20歳から29月間は国民年金の保険料が未納であるため満額受給できない。

$$\begin{aligned}\text{老齢基礎年金の年金額} &= 780,900\text{円} \times \frac{\text{納付月数}}{480\text{月}} \\ &= 780,900\text{円} \times \frac{480\text{月} - 29\text{月}}{480\text{月}} \\ &= 780,900\text{円} \times \frac{451\text{月}}{480\text{月}} \leftarrow \underline{\text{選択肢 (1) }}\end{aligned}$$

《問 2》 3

1) 適切。

特別支給の老齢厚生年金（報酬比例部分）は、「1961年（昭和36年）4月2日以後に生まれた男性」および「1966年（昭和41年）4月2日以後に生まれた女性」には支給されない。女性は5歳年上の男性の受給スケジュールと同じになる。Aさんは1972年11月15日生まれの男性、Bさんは1974年7月4日生まれの女性であるため、ともに特別支給の老齢厚生年金（報酬比例部分）は支給されない。原則として、65歳から老齢厚生年金を受給することになる。

2) 適切。

Aさんには加給年金が支給される。厚生年金保険の被保険者期間が原則として20年以上ある者が、老齢厚生年金の受給権を取得した時点で、生計を維持されている65歳未満の配偶者または18歳到達年度の末日までの子がいる場合に加算される給付を加給年金という。

【生計維持、生計同一関係の認定基準】

- ① 同居（別居の場合は仕送りをしているなど健康保険の扶養親族である等）
- ② 加給年金額等対象者は、前年の収入が850万円未満

3) 不適切。

老齢厚生年金の繰下げ支給の申出は、老齢基礎年金の繰下げ支給の申出と別々に行うことができる。なお、老齢厚生年金の繰上げ支給の申出は、老齢基礎年金の繰上げ支給の申出と同時に行わなければならない

《問3》 3

1) 適切。

60歳到達時に通算加入者等期間が10年以上あれば、確定拠出年金の個人型年金を60歳以後受給することができる。なお、10年に満たない場合は加入年数に応じて受給開始可能時期が先延ばしされる。

2) 適切。

国民年金の第3号被保険者も確定拠出年金の個人型年金（iDeCo）に加入できる。

第1号被保険者		→ 年額81.6万円
第2号被保険者	企業年金無し	→ 年額27.6万円
	企業型DCのみに加入	→ 年額24.0万円
	DBと企業型DCに加入	→
	DBのみに加入	→ 年額14.4万円
	公務員等	→
第3号被保険者		→ 年額27.6万円

※DC：確定拠出年金、DB：確定給付企業年金、厚生年金基金

3) 不適切。

確定拠出年金の個人型年金の掛金は、小規模企業共済等掛金控除として全額が所得控除の対象となる。2分の1に相当する額ではない。

【第2問】

《問4》 3

1) 不適切。

株価の相対的な割高・割安を判断する指標として、PERやPBRがある。X株式のPERは12倍、PBRは1.2倍である。

・まず、PERを求める

$$1 \text{ 株当たりの純利益} = \frac{\text{当期純利益}}{\text{発行済株式数}}$$

$$X \text{ 株式の } 1 \text{ 株当たりの純利益} = \frac{300 \text{ 億円}}{1 \text{ 億 } 2,000 \text{ 万株}} = 250 \text{ 円}$$

$$PER \text{ (株価収益率)} = \frac{\text{株価}}{1 \text{ 株当たり純利益}}$$

$$X \text{ 株式の } PER = \frac{3,000 \text{ 円}}{250 \text{ 円}} = 12 \text{ 倍}$$

- ・次に、PBRを求める

$$1 \text{ 株当たりの純資産} = \frac{\text{自己資本（純資産）}}{\text{発行済株式数}}$$

$$X \text{ 社株式の 1 株当たりの純利益} = \frac{3,000 \text{ 億円}}{1 \text{ 億}2,000 \text{ 万株}} = 2,500 \text{ 円}$$

$$\text{株価純資産倍率（PBR）} = \frac{\text{株価}}{1 \text{ 株当たり純資産}}$$

$$X \text{ 社株式の PBR} = \frac{3,000 \text{ 円}}{2,500 \text{ 円}} = \underline{1.2 \text{ 倍}}$$

- 2) 不適切。

PERとPBRは、一般に、どちらも数値が低いほうが株価は割安と判断される。今の株価は「利益の何倍まで買われているか」「純資産の何倍まで買われているか」を示す倍率である。株価の妥当性を検討する際は、同業他社の数値や自社における過去の傾向と比較するなど、相対的な数値として投資判断材料の1つとする。

- 3) 適切。

$$1 \text{ 株当たりの配当金} = \frac{\text{年間配当金総額}}{\text{発行済株式数}}$$

$$X \text{ 社株式の 1 株当たりの配当金} = \frac{90 \text{ 億円}}{1 \text{ 億}2,000 \text{ 万株}} = 75 \text{ 円}$$

$$\text{配当利回り} = \frac{1 \text{ 株当たりの配当金}}{\text{株価}} \times 100$$

$$X \text{ 社株式の配当利回り} = \frac{75 \text{ 円}}{3,000 \text{ 円}} \times 100 = \underline{2.5\%}$$

《問5》 2

1) 適切。

つみたてNISAの対象となる公募株式投資信託は、金融庁が定める基準により、購入時手数料および解約（売却）時手数料がゼロであることが要件の1つである。

2) 不適切。

「運用管理費用（信託報酬）」は、運用期間中、信託財産から間接的に差し引かれる。運用管理にかかる費用などをまかなうコストで、運用会社・販売会社・信託銀行の3者で配分される。インデックス型投資信託は、アクティブ型投資信託よりも運用管理費用（信託報酬）が低い傾向がある。

投資信託の費用	主な内容
購入時手数料	投資信託の購入時に支払う費用。購入時手数料が徴収されないノーロード型と呼ばれる投資信託もある。
<u>運用管理費用</u> <u>（信託報酬）</u>	運用のための費用や情報開示のための資料作成・発送、資産の保管・管理などの費用として徴収される。信託財産の残高から、日々、差し引かれる。
信託財産留保額	投資家間の公平性を保つために、一般的に、解約の際に徴収される。投資信託によっては差し引かれないものもある。

3) 適切。

「信託財産留保額」が換金時にかかるファンドもある。投資信託を取引する際に投資家が負担する費用は、目論見書などで確認できる。＜Y投資信託（公募株式投資信託）に関する資料＞を読み取ると、信託財産留保額は「なし」とあるため、この費用はかからない。

《問6》 1

1) 適切。

つみたてNISAにおいて、上場株式、国債や社債、定期預金は投資対象商品ではない。長期の積立・分散投資に適した一定の公募株式投資信託・ETFが投資対象商品である。

2) 不適切。

つみたてNISAの年間の非課税投資枠は40万円である。購入は累積投資契約に基づく定期かつ継続的な買付けを行う方法に限られており、非課税期間は最長20年間である。

	NISA	つみたてNISA
口座開設者	口座を開設する年の1月1日時点で20歳以上の居住者等 なお、NISAとつみたてNISAは選択利用	
非課税投資枠	新規投資額で 年間120万円まで※	新規投資額で 年間40万円まで
非課税期間	最長5年間	最長20年間
対象となる 金融商品	上場株式、 公募株式投資信託等	長期の積立・分散投資に適した 一定の投資信託

※2024年以降は新制度となり年間122万円までとなる。

3) 不適切。

所得税において、NISA口座内で生じた上場株式の譲渡損失は、NISA口座以外（特定口座など）で生じた上場株式等の譲渡益や配当等と損益通算することや繰越控除することはできない。

【第3問】

《問7》 3

Aさんの2021年分の所得税における総所得金額を求める

・給与所得の金額：給与収入金額－給与所得控除額

$$= \text{給与収入金額} - \text{給与収入金額} \times 10\% + 110 \text{万円}$$

$$= 700 \text{万円} - 700 \text{万円} \times 10\% + 110 \text{万円}$$

$$= 700 \text{万円} - 180 \text{万円}$$

$$= 520 \text{万円}$$

・不動産所得の金額：15万円

（上場株式の譲渡損失の金額（証券会社を通じて譲渡したもの）30万円は、分離課税）

∴総所得金額：給与所得の金額＋不動産所得の金額

$$= 520 \text{万円} + 15 \text{万円}$$

$$= \underline{535 \text{万円}}$$

《問8》 3

- i) 「妻Bさんの合計所得金額は（① 48）万円以下となりますので、Aさんは配偶者控除の適用を受けることができます。Aさんが適用を受けることができる配偶者控除の額は、（② 38）万円です」
- ii) 「Aさんが適用を受けることができる扶養控除の額は、（③ 63）万円です」

<解説>

【配偶者控除の控除額】

納税者本人の合計所得金額	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下	<u>38万円</u>	48万円
900万円超 950万円以下	26万円	32万円
950万円超 1,000万円以下	13万円	16万円

控除対象配偶者とは、合計所得金額が1,000万円以下である納税者本人と生計を一にする配偶者（合計所得金額が48万円以下）である。妻Bは、2021年中の給与収入が70万円であるため給与所得は15万円。したがって、合計所得金額が48万円以下であるため控除対象配偶者となる。表より、配偶者控除の額は38万円である。なお、青色事業専従者と事業専従者は対象外。老人控除対象配偶者とは、70歳以上の控除対象配偶者のことである。

【扶養控除の控除額】

区分		控除額
一般の控除対象扶養親族		38万円
特定扶養親族（19歳以上23歳未満 ^{※1} ）		<u>63万円</u>
老人扶養親族（70歳以上 ^{※1} ）	同居老親等以外の者	48万円
	同居老親等 ^{※2}	58万円

※1 その年の12月31日現在の年齢

※2 納税者本人又は配偶者の父母・祖父母など

長男Cは資料より2021年中の収入はない。年間の合計所得金額が48万円以下（給与のみの場合は給与収入が103万円以下）であることから控除対象扶養親族である。年齢が19歳以上23歳未満であるため、特定扶養親族となる。表より、特定扶養親族の控除額は63万円である。

《問9》 2

1) 不適切。

総所得金額が200万円超のAさんは、2021年中に支払った医療費の総額から10万円を差し引いて医療費控除額を算出する。

$$\text{医療費控除の金額（200万円限度）} = \text{実際に支払った医療費の合計額}^{\ast} - 10\text{万円}^{(\text{注})}$$

※生命保険契約などの入院費給付金や、健康保険などの高額療養費・家族療養費・出産育児一時金など、保険金などで補てんされる金額は差し引く。

(注) その年の総所得金額等が200万円未満の人は、10万円ではなく、総所得金額等の5%の金額になる。

2) 適切。

年末調整では医療費控除の適用を受けることができず、適用を受けるためには確定申告をする必要がある。

3) 不適切。

上場株式の譲渡損失の金額は、申告分離課税を選択した「上場株式等に係る配当所得等の金額」とは損益通算できるが、その他の所得と損益通算することができない。したがって、確定申告を行っても不動産所得の金額と損益通算することができない。

【第4問】

《問10》 2

①建築物の建築面積の上限は、建蔽率を用いて求める。防火地域内に耐火建築物を建築する場合、および、準防火地域内に耐火建築物・準耐火建築物を建築する場合に建蔽率は10%緩和される。

また、②建築物の延べ面積の上限は、容積率を用いて求める。前面道路の幅員が12m未満の場合、「指定容積率」と「前面道路の幅員×法定乗数」のいずれか小さい数値を容積率として敷地面積に乗じて求める。

① 建蔽率の上限となる建築面積＝敷地面積×建蔽率

$$= 500\text{m}^2 \times (60\% + 10\%)$$

$$= \underline{350\text{m}^2}$$

② 容積率の上限となる延べ面積＝敷地面積×容積率

$$= 500\text{m}^2 \times 300\%^{\ast}$$

$$= \underline{1,500\text{m}^2}$$

$$\ast 8\text{m（前面道路幅員）} \times 4/10 = 32/10 \Rightarrow 320\% > 300\% \text{（指定容積率）} \therefore 300\%$$

《問11》 2

1) 不適切。

建設協力金方式の場合、土地所有者であるAさんが建物を建設する際、テナントであるX社が差入れた建設協力金を建設費の支払いに充当する。Aさんは借入れすることなく、土地・建物の所有権を持つことになる。建設協力金は、「保証金・敷金」と名称を変えて、賃貸借契約期間終了時までAさんからX社に均等返済する。建物をX社に賃貸して、保証金等の返済分を差し引いた賃料を毎月受け取るようになる。X社が撤退すると、汎用性の低い建物の場合は後継テナントも付きにくいというリスクがある。契約期間満了後は、X社が建物を撤去しないため、更地で返還されることはない。

2) 適切。

事業用定期借地権方式とは、X社が甲土地を契約で一定期間賃借し、X社が資金調達をして建物を建設する手法である。土地の所有権はAさんであり、建物の所有権はX社である。期間満了後、X社は土地を更地にして返還する。なお、事業用定期借地権方式によりAさんが甲土地をX社に賃貸した後に亡くなった場合は、相続税の課税価格の計算上、甲土地は貸宅地として評価されるため相続税額の軽減効果がある。

3) 不適切。

Aさん自らが貸主となって所有するマンションの賃貸を行う場合であっても、宅地建物取引業の免許をあらかじめ取得する必要はない。宅建業者に賃貸借契約の仲介をしてもらえばよい。

《問12》 1

- i) 「Aさんが甲土地に賃貸マンションを建築した場合、相続税の課税価格の計算上、甲土地は（① 貸家建付地）として評価されます。また、甲土地が貸付事業用宅地等に該当すれば、『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けることができます。貸付事業用宅地等は、200㎡までの部分について（② 50%）の減額が受けられます」
- ii) 「Aさんが甲土地に賃貸マンションを建築した場合、甲土地に係る固定資産税の課税標準を、住宅1戸につき200㎡までの部分（小規模住宅用地）について課税標準となるべき価格の（③ 6分の1）の額とする特例の適用を受けることができます」

<解説>

Aさんが甲土地に賃貸マンションを建築した場合、甲土地は貸家建付地として評価される。

$$\text{貸家建付地の価額} = \text{自用地価額} \times (1 - \text{借地権割合} \times \text{借家権割合} \times \text{賃貸割合})$$

甲土地が貸付事業用宅地等に該当すれば、『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けることができる。賃貸マンションを建築すれば、土地の相続税評価が下がるため、相続税等の軽減が期待できる。しかし、賃料収入は将来にわたり維持できるとは限らないこと、借入金の返済が滞ることなどのリスクも考慮した上で決断すると良い。

【「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」における限度面積と減額割合】

宅地の区分		限度面積	減額割合
居住用	特定居住用宅地	330㎡	80%
事業用	特定事業用宅地	400㎡	80%
	特定同族会社事業用宅地		
貸付事業用宅地（貸付用不動産の宅地）		200㎡	50%

「住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例」は、自己の居住用家屋の敷地である宅地のみならず、賃貸アパートの敷地である宅地についても適用できる。住宅1戸につき200㎡までの部分（小規模住宅用地）について課税標準となるべき価格の6分の1の額とする特例の適用を受けることができる。

【住宅用地の課税標準額（特例）】

	小規模住宅用地 (200㎡以内)	その他の住宅用地 (200㎡超)
固定資産税	価格の6分の1の額	価格の3分の1の額
都市計画税	価格の3分の1の額	価格の3分の2の額

【第5問】

《問13》 3

1) 適切。

自筆証書遺言は、遺言の全文、日付および氏名を自書し、これに押印して作成する。自筆証書に添付する財産目録については、例外的に、自書しなくてもパソコンで作成しても良い。ただし、財産目録の各頁に署名押印をしなければならない。

2) 適切。

自筆証書遺言を作成した者は、法務大臣の指定する法務局に遺言書の保管を申請できる（2020年7月10日施行）。法務局に保管されている自筆証書遺言に関して交付される「遺言書情報証明書」は家庭裁判所による検認の必要がない。

3) 不適切。

公正証書遺言は、証人2人以上の立会いのもと、遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授し、公証人がこれを筆記して作成する。公証人がその原本を厳重に保管する信頼性の高い制度である。

種類	自筆証書遺言	公正証書遺言	秘密証書遺言
遺言可能年齢	15歳以上		
証人	不要	2人以上の証人が必要	
家庭裁判所の検認	必要※	不要	必要

※遺言書保管所の保管は不要

遺言の証人になることができない者は、以下のとおりである。なお、弁護士や司法書士でなくても証人になることができる。

- ① 未成年者
- ② 推定相続人・受遺者及びその配偶者並びに直系血族
- ③ 公証人の配偶者・四親等内の親族並びに書記及び雇人

《問14》 2

1) 適切。

「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前の金額

- ・ 自宅（敷地250㎡）：6,000万円（注）
- ・ 自宅（建物）：1,000万円

特定居住用宅地の相続税評価は330㎡限度に80％評価減になるため、20％評価となる。したがって、相続税の課税価格に算入すべき価額は、1,200万円*となる。

* 自宅の相続税評価額6,000万円×（1－0.8）＝1,200万円

【小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例】

宅地の区分		限度面積	減額割合
居住用	特定居住用宅地	330㎡	80%
事業用	特定事業用宅地	400㎡	80%
	特定同族会社事業用宅地		
貸付事業用宅地（貸付用不動産の宅地）		200㎡	50%

2) 不適切。

孫Fは既に死亡している二男Dの代襲相続人である。したがって相続税額の2割加算の対象外である。なお、被相続人の兄弟姉妹が財産を取得した場合、相続税額の2割加算の対象となる。

【相続税額の2割加算の対象】

- ① 「被相続人の配偶者、父母、子、代襲相続人」ではない人
（例：被相続人の兄弟姉妹や、甥、姪など）
- ② 孫養子（ただし、代襲相続人ではない）

3) 適切。

相続税の申告書は、相続の開始があったことを知った日の翌日から10ヵ月以内に、被相続人の死亡時における住所地の所轄税務署長に相続税の申告書を提出しなければならない。

《問15》 1

$$\begin{aligned}\text{課税遺産総額} &= \text{課税価格の合計額} - \text{遺産に係る基礎控除額} \\ &= 1 \text{ 億}2,000 \text{ 万円}\end{aligned}$$

【相続税の総額を求める】

相続税の総額の計算過程においては、実際の遺産の分割割合とは無関係に、課税遺産総額を法定相続人が法定相続分に応じて仮に取得したものとして税額を算出する。

【法定相続分】

妻Bさんが $\frac{1}{2}$ 、長男Cおよび孫F（二男Dの代襲相続）さんが $\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4}$ ずつとなる。

【法定相続人の法定相続分に応じた各取得金額】

$$\text{妻Bさん} \quad 1 \text{ 億}2,000 \text{ 万円} \times \frac{1}{2} = 6,000 \text{ 万円}$$

$$\text{長男Cさん} \quad 1 \text{ 億}2,000 \text{ 万円} \times \frac{1}{4} = 3,000 \text{ 万円}$$

$$\text{孫Fさん} \quad 1 \text{ 億}2,000 \text{ 万円} \times \frac{1}{4} = 3,000 \text{ 万円}$$

【法定相続分に応じた取得金額に係る相続税額（速算表で計算）】

$$\text{妻Bさん} \quad 6,000 \text{ 万円} \times 30\% - 700 \text{ 万円} = 1,100 \text{ 万円}$$

$$\text{長男Cさん} \quad 3,000 \text{ 万円} \times 15\% - 50 \text{ 万円} = 400 \text{ 万円}$$

$$\text{孫Fさん} \quad 3,000 \text{ 万円} \times 15\% - 50 \text{ 万円} = 400 \text{ 万円}$$

【相続税の総額】

$$1,100 \text{ 万円} + 400 \text{ 万円} + 400 \text{ 万円} = \underline{1,900 \text{ 万円}}$$